

マイナンバーカードの申請方法

スマートフォンで

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって!

- ①スマホで顔写真を撮影
- ②スマホで交付申請書の二次元バーコードを読み取る
- ③申請用WEBサイトにメールアドレスを登録
- ④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

パソコンで

- ①カメラで顔写真を撮影
- ②申請用WEBサイトにメールアドレスを登録
- ③申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

郵便で

- ①交付申請書に必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

証明用写真機で

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ②撮影用の料金を投入して、交付申請書の二次元バーコードをバーコードリーダーにかざす
- ③画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

交付申請書がない場合

専用サイトから申請書がダウンロードできます
プリントアウトしてお使いください

マイナンバーカード 郵便

ますます便利になるマイナンバーカード

マイナンバーカードが健康保険証としても使用できるようになりました

問い合わせ マイナンバー制度に関することはICT推進課(市庁舎9階、☎65・4117)、マイナンバーカードの申請・交付に関することは戸籍住民課(市庁舎水道棟3階、☎65・4234)

マイナンバーカードの健康保険証利用が10月から開始

10月20日から順次、準備の整った医療機関・薬局などで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

なお、健康保険証として利用するためには、マイナポータルなどからの事前申し込みが必要です。

健康保険証利用のメリット

- 顔認証付きカードリーダーが設置されている病院や薬局で、顔認証による自動受付が行えます。
- 過去に処方された薬や特定健診の情報が連携され、本人が同意すると医師なども参照できます。
- 本人が同意すると、限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支

払いが不要になります。

●健康保険が変更となった際、新しい医療保険者へ手続きが完了していれば、保険証発行前でも保険が適用されます。

●令和3年分所得税の確定申告から、マイナポータルを通じた医療費通知情報の反映が可能になります。

マイナンバーカードの健康保険証利用申し込みについて不明な点がある場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル0120・95・0178(内閣府)または、お持ちの健康保険証の発行機関に問い合わせください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者は、国保課(市庁舎1階、☎65・4138)へ相談してください。

マイナポイントの予約・申込期限が12月末まで延長

令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した人や、すでにマイナンバーカードを取得している人はマイナポイントの付与対象です。

マイナンバーカード受領後、マイナポイントを申し込み、12月末までにチャージまたは買い物をするなどで最大50000円分のポイントを受け取ることができます。

マイナンバーカードの手続きについて、平日の来庁が困難な人向けに、火曜夜間延長窓口と土曜臨時窓口(交付専用、事前予約制)を開設しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市ホームページID.1009263




ひとりでも悩まないで パープルリボン運動

11月12日〜25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。令和2〜4年度のテーマは「性暴力をなくそう」です。

問い合わせ 市民活動課男女共同参画係(市庁舎3階、☎65・4134)

市ホームページID.1003526

女性に対する暴力と 新型コロナウイルスの影響

配偶者からの暴力やデートDV、性犯罪・性暴力、売買春、セクハラ、ストーカー行為、人身取引などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、決して許されない行為です。

新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレスにより、DVの増加や深刻化が懸念されています。そのため、国では「DV相談+」を開設し、多様なニーズに対応できるように、24時間の電話相談、WEB面談、SNSやメールでの相談を10カ国語対応で受け付けています。

パープルリボン運動とは

ひとりでも悩まずに相談してください。

パープル(紫色)のリボンには、女性に対する暴力根絶と、被害者への「あなたはひとりではない」というメッセージが込められており、パープルリボンを身に着けることで、それらのメッセージに賛同していることを示します。

パネル展会場にパープルリボンを用意していますので、この機会

性暴力をなくそう



性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじり、長期にわたり心身に重大な悪影響を及ぼします。近年では、AV(アダルトビデオ)出演の強要や、児童の性を売り物とする「JK(女子高生)ビジネス」など、10代20代の女性に対する性暴力の手法が巧妙になっていきます。同意のない性的行為の強要は、すべて性暴力です。

女性に対する暴力の相談窓口

- DV被害者相談 ☎65・4230**
(女性相談サポートライン)
- 場所 市民活動課(市庁舎3階)
受付時間 平日8時45分〜17時30分(年末年始を除く)
- 「女性相談の日」 ☎65・4200**
- 場所 市民相談室(市庁舎1階)
受付時間 毎週木曜日8時45分〜17時30分(祝日・年末年始を除く)

まずは、話してみませんか?

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(全国共通番号)

はやくワンストップ #8891

性暴力の痛み、ひとりで抱え込まないで、ためらわずに、お電話ください。

電話 ☎0120・279・889 (24時間受付)



にパープルリボン運動に参加し、暴力のない社会づくりを考えてみませんか?

女性に対する暴力をなくす運動パネル展

市ではこの期間に合わせて、毎年パネル展を開催しています。

日時 11月12日(金)〜25日(木)、平日8時45分〜19時、▼土・日曜日、祝日10時〜17時

場所 市民ホール(市庁舎1階)